

# 父はなぜ死ななければならなかつたのか？

「こと」とく原告の主張を退け、病院側の証言だけを採用した地裁の裁判官のあの感覚は、いったいどう評価すればいいのか？ そして逆に、一審判決をくつがえした高裁裁判官の視点は、地裁裁判官とどう違つていたのか？

## 正反対の判決文

「ここに、まったく結論の違う2つの「判決文」がある。」

ひとつは、平成10年2月9日に奈良地方裁判所で下された判決文。総ページ数は65。

主文には、「原告らの請求を棄却する」とあり、その後には、「医師

には過失がなかつた」ということを説明する文面が延々と綴られている。

もうひとつは、平成11年6月10日に大阪高等裁判所で下された判決文。総ページ数は30。

主文には、「原判決を次のとおり

変更する」とあり、「医師は検査義務を怠つた過失がある」という内容が書かれている。

この正反対の判決文は、いずれも同じ医療過誤事件で下されたものである。そして、この医療過誤で死亡

**柳原二佳**  
(ジャーナリスト)

した被害者は、私の父だつた。

生まれて初めて民事裁判の「原告」となつた私たち三姉妹と母にとつて、「逆転勝訴」という展開は、本当に予期せぬ出来事だつた。しかし、この2つの判決を読み比べるたびに、「ウソ」が堂々とまかりとおつて、それがいつのまにか「事実」にすりかわつてしまふこともある裁判の現実に、言いようのない憤りと無力感を覚えてしまふのだ。

## 訴訟提起を決断させた病院側の嘘

平成5年12月、私たちの父（当時62歳）は、奈良県立奈良病院の耳鼻科で投与された薬の副作用によつて、通院開始からわずか1週間のうちに、急性出血性胃潰瘍となり、1カ月後、救命救急センターで亡くなつた。

吐血して倒れる前日には末の妹・由佳（当時24歳）の結納があり、家族みんなが幸せな雰囲気に包まれていた……そんな最中の出来事だつた。

喉の治療のために耳鼻科に通院していた父が、なぜ胃や腸を切除され、そのまま死ななければならなかつたのか？

病院からは何の説明もなかつたが、父に付き添つて数回、耳鼻科を訪れていた由佳は、怒りに震えながら、何度もこう訴えていた。

「お姉ちゃん、私はしつかり聞いたのよ。お父さんは3、4日目の診察のとき、『真っ黒な墨みたいな便が出たんですけど、どういうことでしょ』ってお医者さんに言つたの。そうしたら、その若い医者は、お父さんの言葉をさえぎるように、『たぶん薬の加減でしょう』って答えただ

けで、検査ひとつしてくれなかつた。

あのとき、ちゃんと検査して、入院でもさせてくれていれば、お父さんは助かつたかもしれないのに……」

福祉関係の仕事に就いていた由佳は、カウンセリングなどの勉強もしていただけに、あのときの医師の対応には、大いに疑問を感じていたというのだ。

「私たちには、由佳の必死の訴えを、すぐさま耳鼻科の主治医に伝えた。

「なぜ、診察のときに黒色便の話を聞き流したんですか？」

しかし、主治医の答えはこうだつた。

「診察には私以外に2人の研修医が当たつたのですが、彼らの話によるところ、黒い便のことは聞いていないそもそも私が聞いていればなんらかの対処ができるのですが……」

由佳は医師を睨みつけ、悔し涙を流した。

「どうして嘘をつくの……」

私は、こうなつたら裁判所に訴えて、白黒はつきりさせるしか方法はないと思つた。

もちろんその時点では、いつたい

何が原因でこのような事態に陥ったのかまったくわからなかつた。が、

私は妹の話を信じたいと思つたし、

もし医師がウソをついているのなら、その裏側にきっと知られたくない何かがあるにちがいない、そう直感したのだ。

そこで、すぐさま裁判所に申し立てて、カルテ差し押さえの手続きをとつた。その結果、まず、父の治療には、ボルタレンとステロイド剤が併用して使われていたこと（いずれの薬も副作用のナンバーワンは消化器

系の潰瘍である）がわかつた。そして、膨大なカルテのなかから、妹が父に付き添つた日の記録を見つけたとき、私たちは研修医が嘘についていることを確信した。カルテには、「ステロイド潰瘍の疑いあり」というメモが書かれ、同時に抗潰瘍剤（潰瘍を抑える薬）も処方されていたのだ。つまり、研修医は父から黒色

便の訴えを聞いたからこそそのように記入し、胃薬を出していたのではないか？ ところが、「ステロイド潰瘍の疑い」が、まさかここまで重篤な状態に陥る前兆だとは思つていなかつたのだろう。

そこで、私たち三姉妹と母は、奈良県立奈良病院（奈良県）を相手に、民事訴訟を起こすことを決意した。「医療過誤裁判では、ます被害者側は勝てないらしいよ」

「国や県を相手にしても、裁判所はほとんど被害者の言うことは認めてくれませんよ」

大半の人たちは、この種の裁判がとても難しいと忠告してくれたが、

私たちは信頼できる弁護士にすべてを任せて、最後まで闘う覚悟を決めたのだった。

#### 前日になつて判決を延期する裁判官

裁判は父の死から約10カ月後、奈良地方裁判所で始まつた。私の自宅は千葉なので、裁判所まで往復するだけでも1日かかり。そのうえ、当時は娘がまだ4歳だったので、今思ひ返しても大変だつた。

2番目の妹・里佳にも、まだ0歳の赤ちゃんがいたため、裁判所にベビーシッターさんや友人に来てもら

つて、法廷の外の待合室で子どもたちを見てもらつたこともあつた。家族が交代で子どもを見るという方法もあつたが、どうしても医師たちの証人尋問だけは、聞き漏らしたくなかつたからだ。

里佳は、初めての裁判体験をこう振り返る。

「1回目の公判のとき、記録のためにと思って裁判所の入口で写真を撮らうとしたら、いきなり警備の人に止められてしまつて、ああ、ここは普通の場所とは違うんだと思ったのが第一印象。あとは、すごく時間がかかることに驚いたわ。次の期日を決めるとき、裁判官が予定を打診したら、弁護士さんたちが『さしつかえます、さしつかえます』と言つて、1ヵ月、2ヵ月と先送りされてしまふでしょ。それまで裁判官が、この

事件のことを覚えてくれているのかしらと、不安になつた……」

地裁、高裁合わせて6年間。その間に本当にいろいろなことがあつた。医師たちのあからさまな虚偽証言、病院側の弁護士の暴言、弱者である患者の立場を理解しようとした

裁判官の発言……、細かく書き出せばとても誌面が足りないのでここで控えるが、なかでも、私たちが裁判所に対して不満を感じたのは、判決の前日、しかも夕方になつて、二度も期日を「延期」されたことだつた。

こちらは家族や親戚総出で、「判決」という一大事に向かつてさまざまな準備をしているといふのに、謝罪もないまま簡単に変更されてしまふなんて……。

千葉から奈良まで子どもを連れて

大移動しなければならない私たち夫婦などは、それぞれに仕事を休み、翌日の新幹線の切符も予約済み。延期するならせめて1週間くらい前までに通知するのが当たり前ではないだろうか。少なくとも私たち文筆業の世界では、前日に「締め切りを2カ月後に延ばしてくれ！」なんて言つても絶対に通らないが、それを一般市民に押し通してしまつのが、裁判官の常識なのか……。

結局、平成9年12月のクリスマスに決まつていた一審判決が、突然、2カ月後に延期されたときは、しか

たなく奈良の実家に予定どおり集まつて、なんとも落ち着かない一夜を過ごした。

延期の理由が何だつたのかはよくわからぬが、このときばかりは裁判官に対する文句が皆から連発した

」とを覚えている。

さて、冒頭ですでに、この裁判における地裁と高裁の判断がまったく違っていたことを記したが、どのように違っていたかについて、具体的に触れてみたいと思う。

ただ、この事件において、私はあくまでも当事者なので、ここでは客観性を高めるために、新聞記事を引用して比較してみたい。

くまでも当事者なのに、ここでは客観性を高めるために、新聞記事を引用して比較してみたい。

原告の主張は  
すべて却下した地裁裁判官

（一審判決の報道）

（1998年2月10日『毎日新聞』）

#### 賠償請求を棄却

#### 「病院に過失ない」地裁判決

「投薬による副作用を訴えていたの

見ても男性が便の異常を医師に訴えていたとは認められず、ステロイド剤などの投与の量や期間、副作用を発見するための医師の問診についても過失は認められない」と訴えを退けた。（傍線筆者）

つまり、奈良地裁の裁判官は、父が黒色便のことを医師に訴えていたという妹の証言を、頭から「信用できない」＝「事実ではない」と断定

亡民三（父）が医師に対し黒色便の排泄を訴えたことを認めることはできないから、これを前提とする原告らの主張は採用することができない。

一審判決文には次のように書かれていた。  
「…薬剤投与に就いては合理性を欠くものとはいえない」といった文末で締めくくられたのだ。あまりにも偏ったこの一審判決は、私たち原告にとつて、とても受け入れられるものではなかつた。

診察のわずか半日後に、父は救命救急センターに運ばれなければならなかつたのか。積極的に問診をしても、副作用の出現は見抜けないものなのか？

そのうえ、裁判官は逆に、父のほうに「胃潰瘍を発生させるような飲食をしたり、結納のストレスがあった」という病院側の主張を、全面的に認める事実認定を行なつていたのだ。

亡民三は、ドライカレー等胃に刺激の強いイングリッシュ料理を少し食べ、少量の飲酒をした。この点、原告は、亡民三は同月23日飲酒していない旨供述するが、同月24日の吐血後、日本医師は亡民三から飲酒したことを確認していること、結納後の会食において乾杯用にビールをついでもらい、

インド料理等を食べたという亡民三の同日の状況に照らし採用できない。

裁判官は、ドライカレーが出血性胃潰瘍につながつたとでも言いたか？

また、判決文では、吐血後に父が医師と会話をしたような認定をされているが、吐血後は口から胃カメラを挿入され、その後、意識もなくなり、まったく会話ができる状態ではなかつたのだ。なぜ、こういう事実認定ができるのか？ カルテを読み込めば、会話が不可能なことはわかるはずなのだが。

そして、判決文の各文節は、そのほとんどが、「…原告らの主張は採用することができない」  
「…（医師に）過失があるとはい

り、とくに、父と医師とのやりとりを実際に横で聞いていた妹・由佳の悔しさは、きっと私の想像以上だったにちがいない。彼女が証言台に立て証言したことは、すべて裁判官の「心証」で却下され、医師たちの証言がすべて「正しい」ことになつてしまつたのだから……。

しかし、悔しいからといって、判決を下した裁判官に直接、文句を言

いに行くこともできない。提訴から5年が過ぎており、正直言つて周囲からは反対の声も上がっていたが、次に残された道は、新たな主張と立証を行なつて、高裁の判断を仰ぐことしかなかつた。

次の文書は、妹が大阪高裁に提出した「陳述書」である。一審判決にどうしても納得できない当事者の思ひが綴られている。

私は、亡き父の三女で大賀由佳と申します。思いもよらぬ父の死以来、裁判というこれまで無縁だったものとかかわり始め、五年目を迎えています。このたびの控訴について、一言申し上げる次第です。

一、裁判を起こした理由について

私たち遺族にとって、父の死は信じがたいものでした。ところが、私

たちは、「父がなぜ死亡するに至ったのか」ということについて、病院から説明を受けておりません。また、黒色便についての訴えも、父から聞いていないという虚偽の返答があり、

県立奈良病院とその医師に対する不信感が募つたため、カルテを証拠保全し、裁判を起こしたのです。

二、黒色便について

黒色便が出たという父の異変は、私と二人きりの間に起っています（母はちょうど留守だった）。

奈良地裁の判決では、私の記憶のあいまいさについて触れられ、そのことが最終的に請求の棄却という結果につながっています。父亡き今、この件に関して証言できる者は、私しかおりません。

私は、黒色便について父が医師に訴えていたことは、待合室のカーテ

ン越しにはつきりと聞きました。私が父に付き添つた日はいずれも休診日で、院内はがらんと静まりかえつていましたから、父と医師の会話はきれいで聞き取れたのです。

父が黒色便のことを医師に告げた後、「薬の加減でしょう」と返答したことものはつきりと記憶しています。また、薬の加減と言つた若い医師が、「昨日よりましになつておいかぶさるような話し方をしていました」。

ただ、カーテン越しで医師の顔を見ていないこともあります。父と医師とのやりとりが二十日か、それとも翌二十一日のことであったのかだけが、当初から確定できていなかつたのです。私は、記憶のとおりに正直に証言したのであって、それを

もつて証言全体が「曖昧だ」とされでは、立つ瀬がありません。

三、奈良地裁の判決について

この判決では、みごとに医師側の主張のみが認められ、私たちの主張が全て疑わしいとされており、誠に遺憾です。飲酒や結納のストレスなどの記述については、余りに一方的で「死人に口なし」の事実認定であるといわざるを得ません。

四、結納について

私は平成六年四月に結婚を控えていましたが、結婚相手は私の中学校の同級生で、父も頗なじみの人です。父は既に姉二人の結婚を経験しており、私の結婚は三回目だったのでから、ことさらストレスを感じることなど何もなかつたはずです。

また、判決では、結納の後に食べた昼食について、「刺激の強いイン

ド料理」などといつていますが、何を食べたかも確認しないでそのままことを言われても困ります。「激辛」を売り物にしている店がありますが、この店はそのような店ではないのです。このときには皆で昼のコ

ース料理を頼んだと思いますが、コースの中で辛いものといえばドライカレーくらいのものでした。カレーで胃潰瘍になるなどということは聞いたこともあります。そんなことを言えば、カレーを作っている会社が怒り出すのではないか。また、アルコールについては、法

廷で証言したように、父は体調のこともあって、つがれたビールに口もつけていないのです。

五、救命救急病院での扱いについて

救命救急病院では、一日たつた二〇分足らず、しかも二名までとい

制限付きの面会を強いられ、言いようのないつらい思いをしました。姉の柳原三佳などは、千葉にある自宅からはるばる奈良まで来ているのに、思うように会うことができなかつたのです。

そのため、面会に行く者は、毎回、父を見舞いたいと願う人達の声をテープで録音して父に聞かせていました。裸同然の格好で24時間昼夜もなく電気のともる部屋で最後を迎えた父に、私たち家族ができることがあります。いえ、本当にそれくらいのことでした。

そして、父がなぜこのような状況になつたのかについて、誠意ある説明をしようとしている病院の姿勢に疑問を持ち始め、専門家の弁護士に相談したのです。被告（病院側）の弁護士は、私たちが父の生きているう

父はなぜ死ななければならなかつたのか？

ちから裁判の準備をするような「情愛のない家族」と主張していますが、当時、私たちが悲しいくらいに何もできない状況であつたことをぜひ理解していただきたいのです。

六、私たち遺族は、父の教えのとおり前向きに生きるため、父の死を無駄にすることなく、「今後同じような被害者の出現を一人でも減らしたいと考え、今回の裁判を起こしました。公平な目で両者を見ていただきたい、これが私の願うところです。

平成一〇年一二月一〇日

大賀由佳

高裁で、私たちの弁護士は、「黒色便の訴えを聞いたか、聞かなかつたか」という点ではなく、「病院に

『朝日新聞』（1999年6月11日）  
県立奈良病院副作用訴訟 遺族側が

「ことごとく原告の主張を退け、病院側の証言だけを採用した地裁の裁判官のあの感覚は、いったいどう評価すればよいのか？」そして逆に、「医師は、男性が胃の張りを訴えたときに、内視鏡検査など十分な検査をすべきだった」と判断した。

一審の奈良地裁判決は、「二つの薬の投与や期間、量については問題がなく、医師は男性の体調についても問診しており、過失があつたとは認められない」としていた。

多臓器不全で死亡した。

判決は、「男性が死亡したのは薬剤の投与で出血性胃潰瘍になり、胃の摘出手術を受けざるを得なくなつたことが大きな原因だ」と認定。「医師は、男性が胃の張りを訴えたときに、内視鏡検査など十分な検査をすべきだった」と判断した。

裁判が終わって  
いつたい、一審判決は何だつたのだろう……。高裁で勝訴できたといふ達成感の後に湧きあがつてきたのは、この思いだつた。

は副作用の検査を怠つたことに過失がある」という立証方針に切り替え、さらに、協力医の鑑定書なども証拠として高裁に提出した。証人尋問は

なく、はつきり言つて私たち原告が出る幕はいちどもなかつたが、こちらに送られてくる書証の控えの数々を見ていると、その緻密な立証作業には、頭が下がる思いがした。正直言つて、ここまでやつてもらえたなら、負けても悔いはないと思えるほどだつた。

そして、平成11年6月10日、大阪高裁で判決が下された。

以下はその判決を報じた新聞記事である。

逆転勝訴  
大阪高裁「適切な処置怠つた」

大阪高裁は十日、遺族の請求を棄却した一審の奈良地裁判決を変更し、奈良県に約三千三百八十七万円の支払いを命じる逆転判決を言い渡した。

秋元隆男裁判長は、「担当医師が適切な検査を怠つたことと、男性の死亡には賠償させるべき因果関係がある」と述べた。

判決によると、男性は奈良病院で急性喉頭炎などと診断され、ステロイド剤の点滴と非ステロイド系消炎鎮痛剤の投薬を受けた。薬の投与が始まつて五日後に腹部の張りを訴えたが、担当医師は眼球を見るなど簡単に調べただけだった。その後男性は、出血性胃潰瘍になり胃の摘出手術を受けるなどしたが、約一ヶ月後、

「今日、うちの子を近所にできた新しい耳鼻科に連れて行つたんだけど、その先生がすごくいい人でね。こちらの話をよく聞いてくれるし、喉の絆を指差しながらすごく丁寧に症状を教えてくれて、薬を出すときだつ

て、きつちり説明してくれたの。ああ、お父さんもこんな先生のところに通院してたら、あんなことにはならなかつたんだろうなつて思つて、会計のときにその先生の名前をじつにいたのか？」私たちは、今も狐につままれたような、不思議な感覚の中に入つた。そしてもちろん、病院側からは今も謝罪はいつさいなしである。

ただ、私たち家族にとって、ちょっとだけ嬉しいできごとがあつた。妹の里佳が、先日、こんな報告をしてくれたのだ。

「その医師が、どういう経緯で県立病院を退職し、開業に至つたのかはわからぬが、私はそれを聞いたとき、裁判をやつてよかつたのかもしれない」と、初めて心からそう思えた。